

経済産業省
環境省 告示第三号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第六項の規定に基づき 次に掲げる化学物質を第三種監視化学物質として指定したので 同条第十項の規定に基づき その名称を公示する。

平成十八年七月十四日

経済産業大臣 二階 俊博

環境大臣 小池百合子

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第6項の規定に基づき、第三種監視化学物質として指定した化学物質の名称	整理番号
1	硝酸カドミウム	(1) - 2 0 1
2	ジメチルジスルファン	(2) - 4 7 7 (2) - 4 7 8 (2) - 2 4 2 1
3	2 - s e c - ブチルフェノール	(3) - 5 0 3
4	2 - t e r t - ブチル - 5 - メチルフェノール	(3) - 5 2 1

5	4 - クロロフェノール	(3) -	8 9 5
6	2 , 4 , 5 - トリクロロフェノール	(3) -	9 3 1
7	ビス (1 - メチル - 1 - フェニルエチル) = ペルオキシド	(3) -	1 0 8 6
8	シクロヘキセン	(3) -	2 2 3 4
9	1 , 4 - ジメチル - 2 - (1 - フェニルエチル) ベンゼン	(4) -	3 8
		(4) -	2 4 4
1 0	2 , 2 , 6 , 6 - テトラブロモ - 4 , 4 - (プロパン - 2 , 2 - ジイル) ジフェノール	(4) -	2 0 5